

## 令和3年度 宿毛市新庁舎備品購入事業 仕様書

### 1 総 則

この仕様書は、宿毛市新庁舎に設置する備品について定める。

### 2 件 名

令和3年度 新庁舎備品購入事業

### 3 品 目

備品

### 4 用 途

事務用什器

### 5 数 量

別紙備品一覧表のとおり

### 6 仕 様

別紙仕様書一覧表のとおりとし、同等品を可とする。ただし No.5、No.11 から No.15 及び No.367 は提示している製品で納入することとし、それ以外の備品は同一メーカーで納入品を統一すること。

### 7 納入期間

令和4年3月31日まで（繰越予定）（予定：令和4年4月21日まで）

※新庁舎への搬入開始日は、今後の工事等の進捗状況により前後する可能性があります。

### 8 納入場所

宿毛市役所新庁舎（宿毛市希望ヶ丘）

### 9 契約方法

総額契約とする。

### 10 入札金額

入札金額には、物品価格のほか、運搬、取付け、納入等に要する一切の費用を含むものとし、消費税を含んだ総額を入札書に記入すること。

### 11 備品の設置

- (1) 施設への搬入から設置に当たっては、事前に宿毛市と協議を行い実施すること。
- (2) 納入品の搬送、施設への搬入、組立て、養生、設置等の諸経費は、全て本契約に含むものとする。
- (3) 納入品の設置に当たり、養生方法、搬入ルート及び組み立ては宿毛市の指示に従うこと。
- (4) 納品にあたり、各備品の色については事前に宿毛市と協議し、承諾を得ること。
- (5) 製品は同一メーカーにて納入し、統一した空間を形成するものとする。

## 1.2 議 決

本事業の契約は宿毛市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とし、この事業は、発注者が受注者に対して前項の意思表示をしたときに地方自治法234条第5項の契約書となる。

発注者は、宿毛市議会で議決を得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わない。

## 1.3 その他

- (1) 搬入・運搬時は道路交通法を遵守し、作業の安全確保を十分に行うこと。
- (2) 施設と納入品が接触等の恐れがある場合には必要に応じて養生を行うこと。
- (3) 納入品搬入時に施設への損傷が発生した場合は、原因者の責任により現状復旧を行うこと。  
納入品の設置に関する技術的必要事項は、本仕様書に明記されていないものについても対応すること。
- (4) 現場の収まり、取合等の関係で仕様書によることが困難である場合は、宿毛市と協議を行うこと。軽微な仕様変更が生じた場合の契約金額の増減は原則行わないものとする。
- (5) 落札決定後には、落札決定を受けた日から起算して3日以内に品目、個数、単価、メーカー、型番等が記載された内訳書を提出すること。
- (6) 納入から設置については関連する施工者及び移転に関する別途業者と事前に協議し、円滑に事業が実施できるよう努めること。
- (7) 納品時には、宿毛市の担当職員の検査を受け、検査不合格となった場合は、納入期限までに合格品を納入すること。この場合において、合格品の納入が不可能となった場合は当該契約を取り消すものとする。
- (8) 保証期間は、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の定めた期間（※）とし、当該期間内の通常使用下で障害が生じた場合は、無償で対応すること。ただし、使用者の責によるものを除く。※【外観・表面仕上げ：1年、機構部・可動部：2年、構造体：3年】
- (9) その他、仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、宿毛市と協議のうえ決定するものとする。